

令和6年度 建設業講習会

建設工事現場における 労働災害の防止について

令和6年11月18日

令和6年11月20日

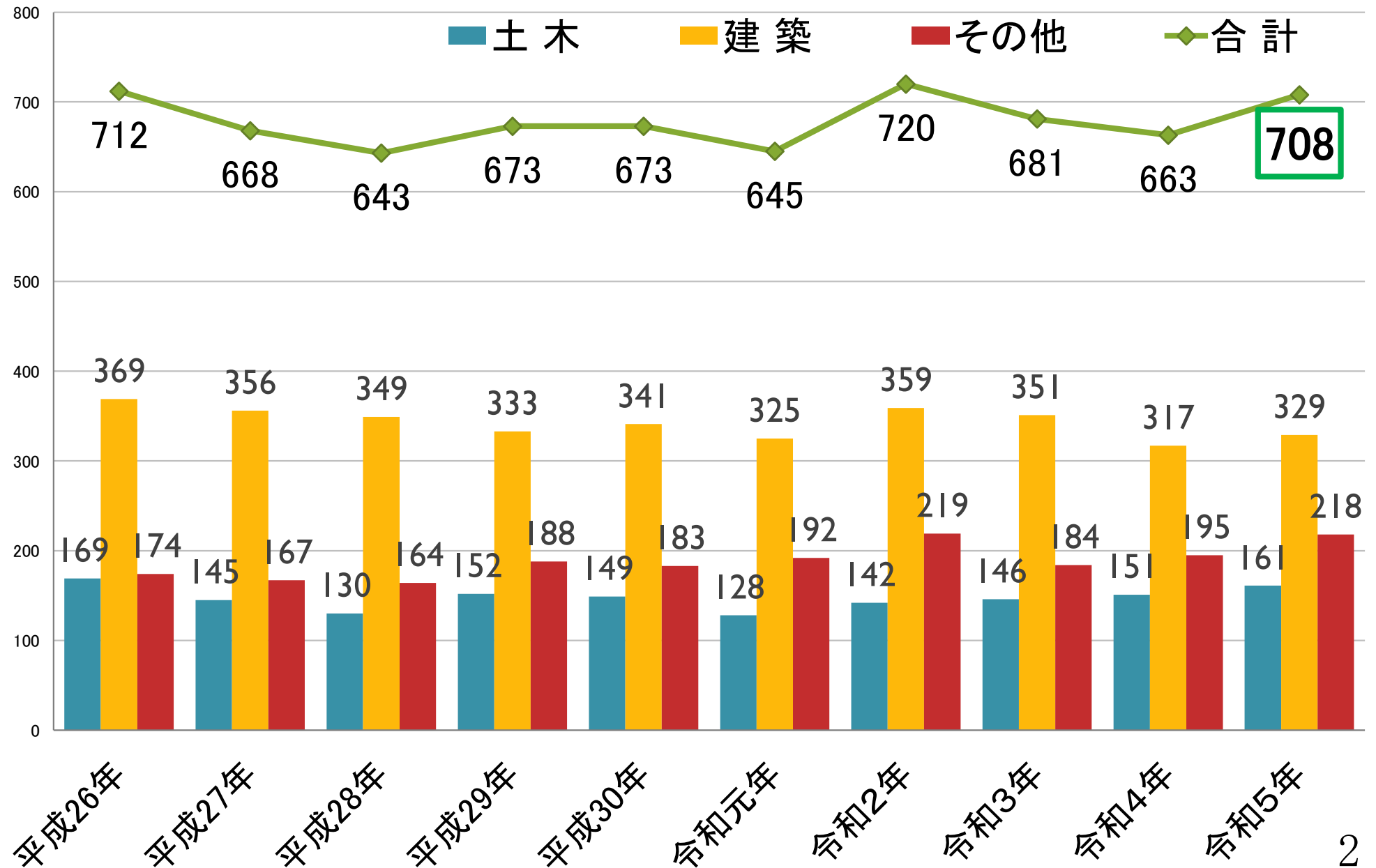
令和6年11月26日



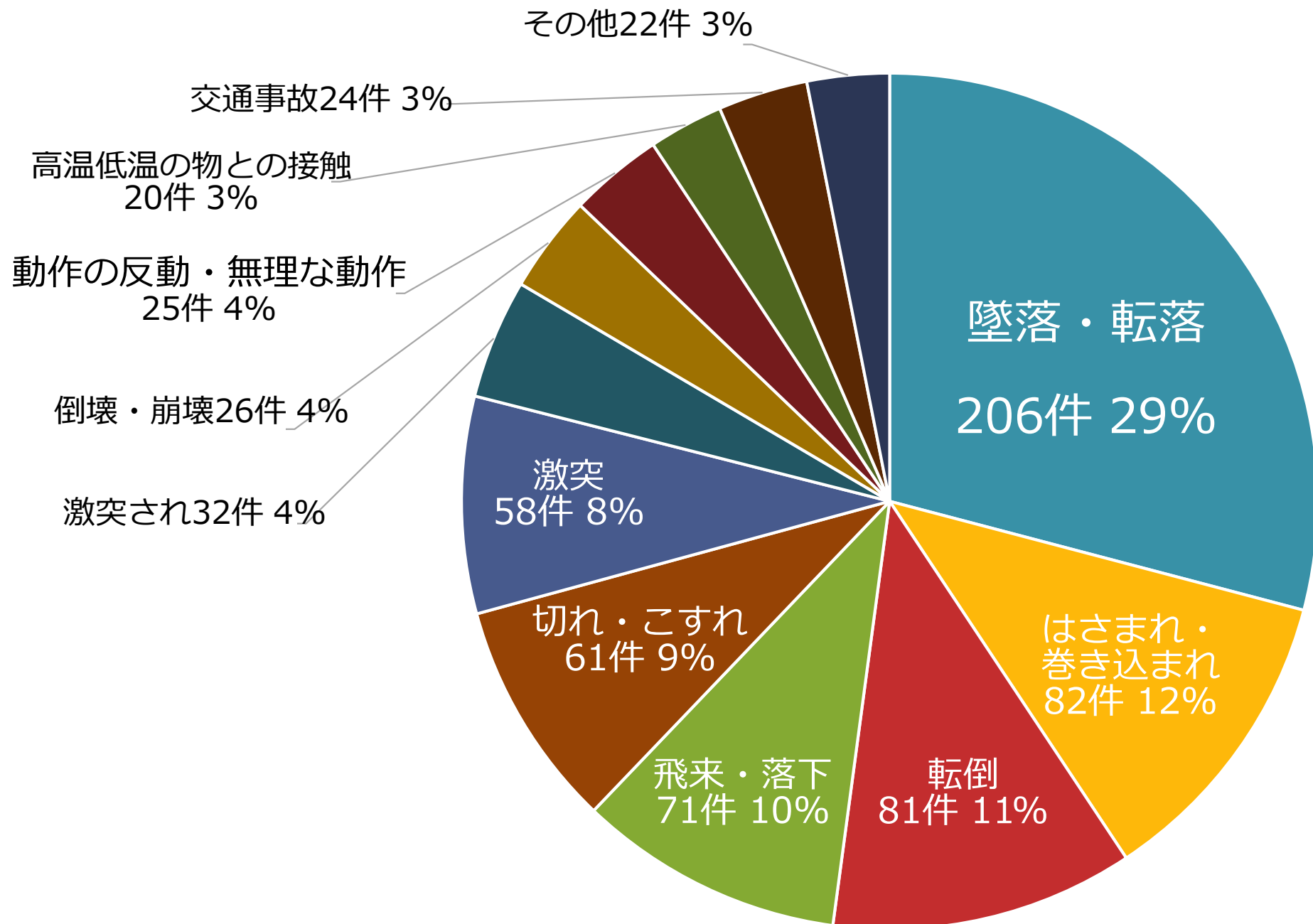
愛知労働局労働基準部安全課

労働災害発生状況

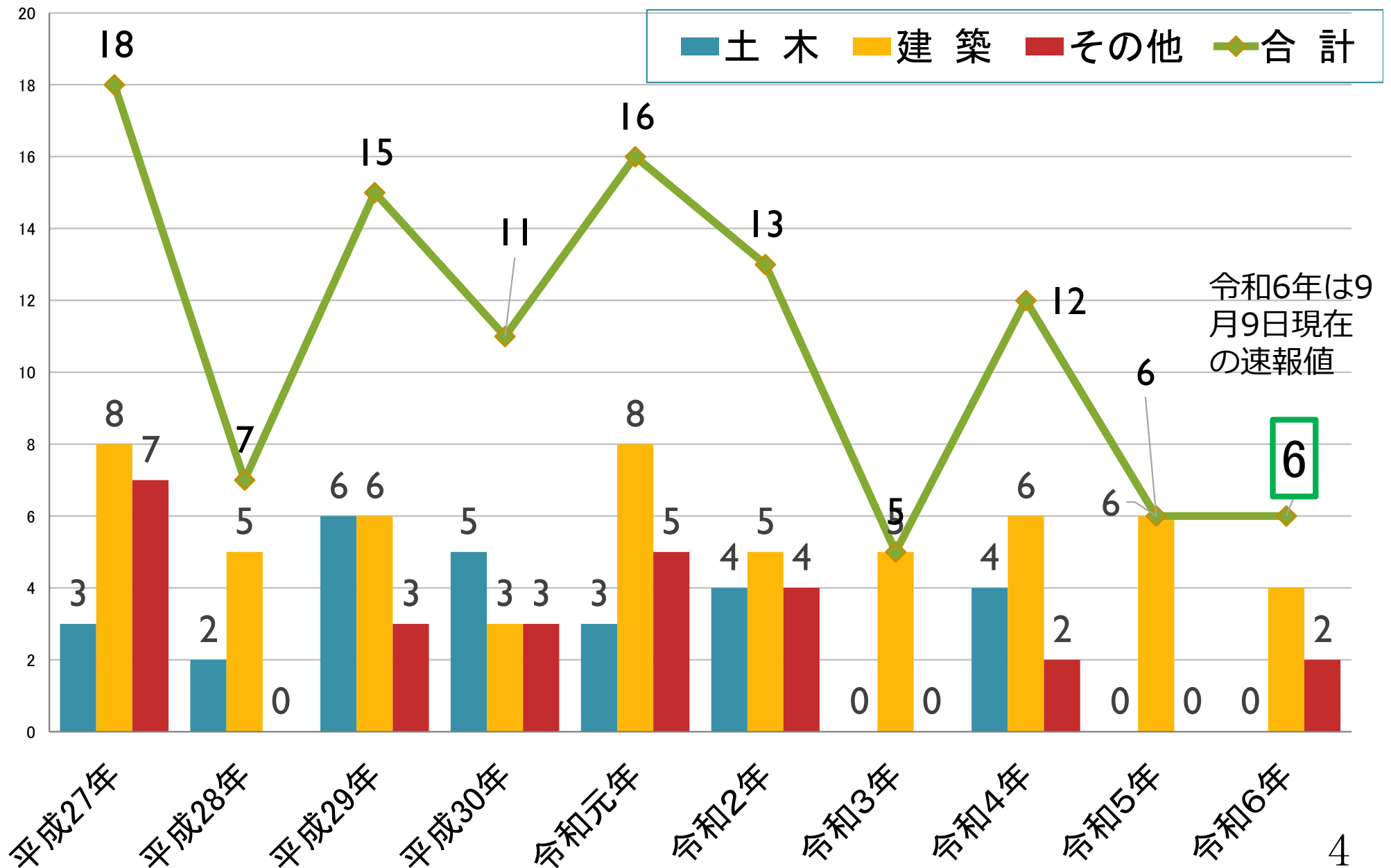
死傷災害の推移



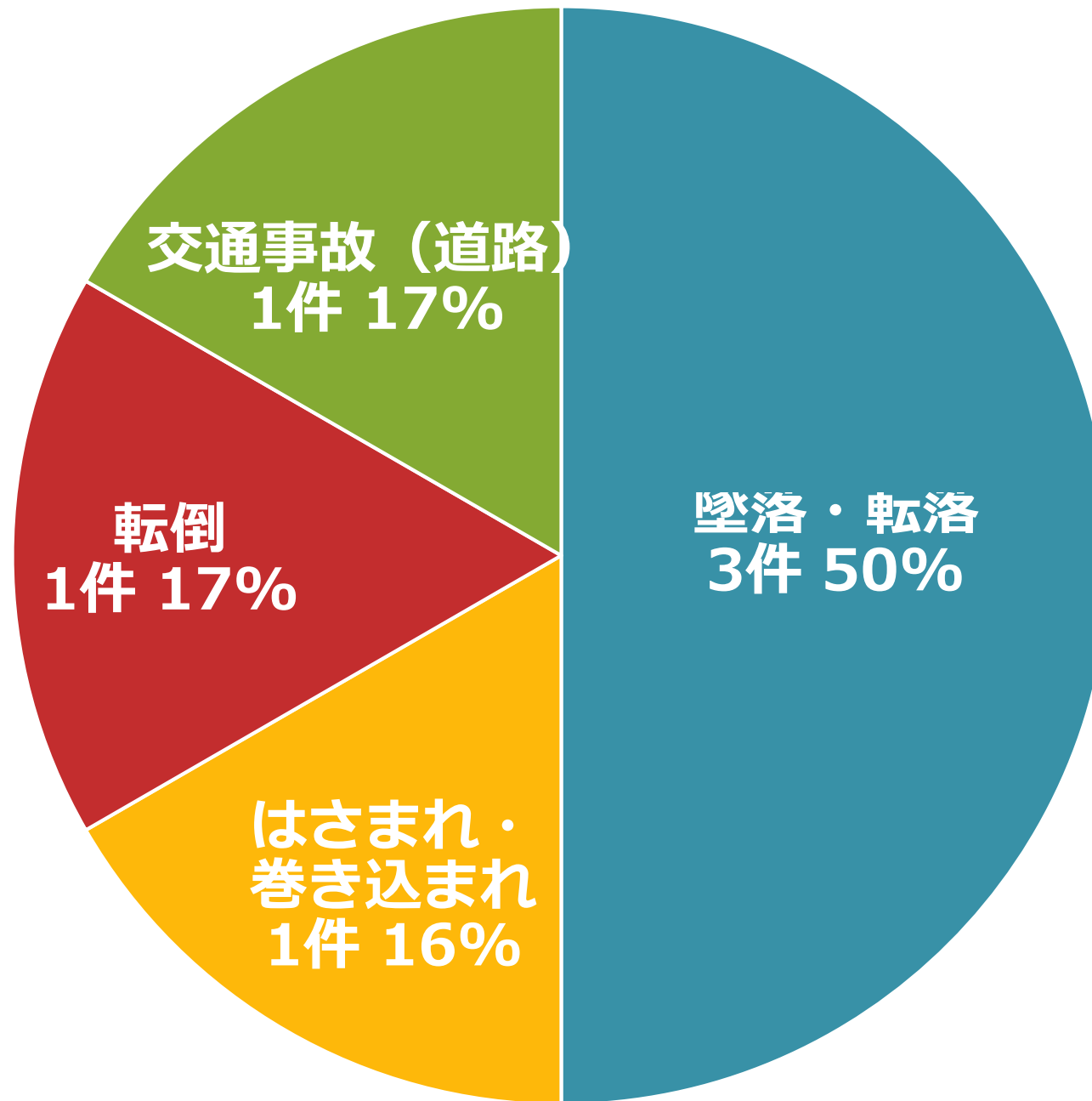
令和5年の事故の型別死傷災害の発生状況



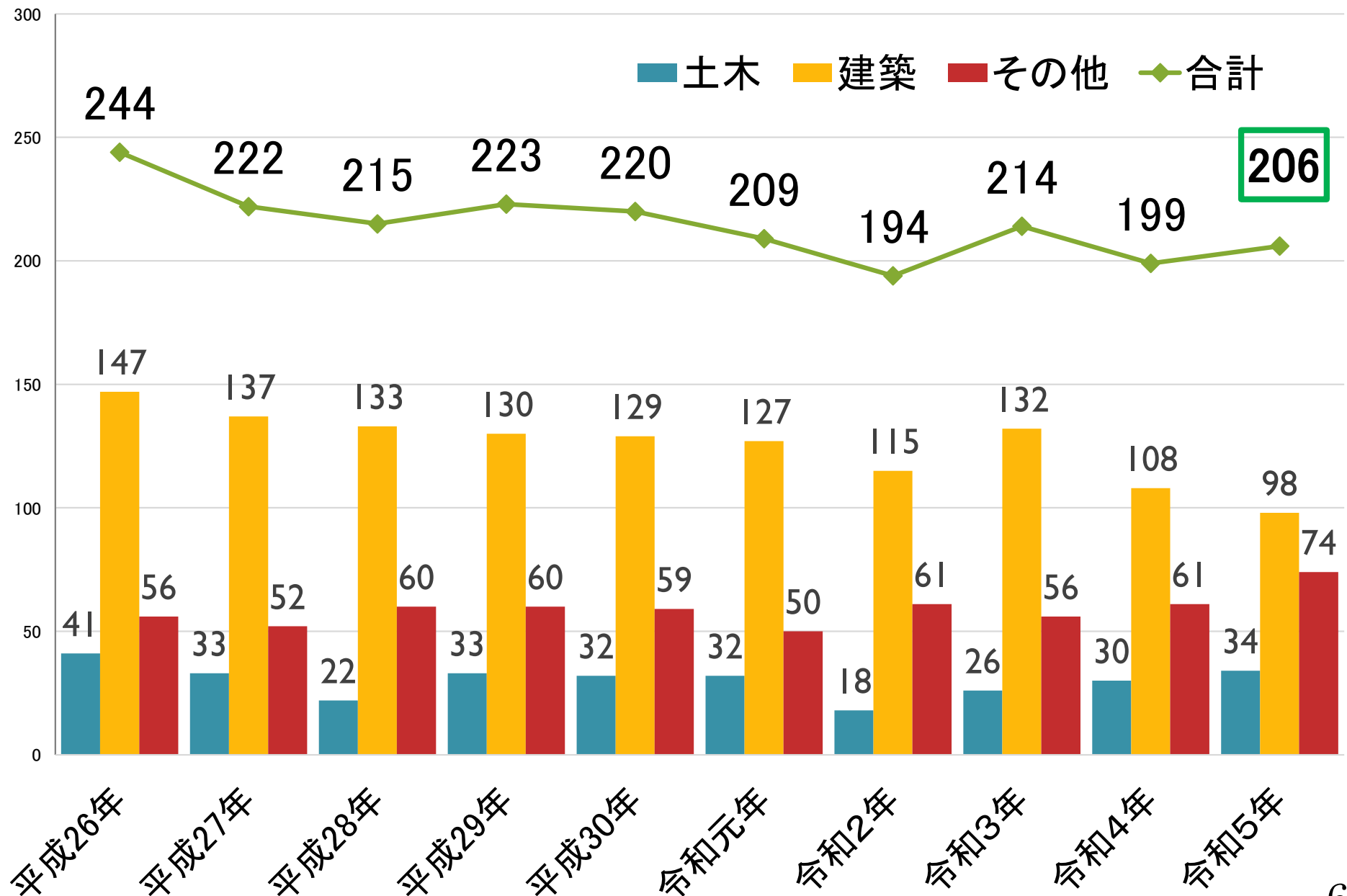
死亡災害の推移



令和5年の事故の型別死亡災害の発生状況



墜落・転落の死傷災害の推移



第14次労働災害防止計画



第14次労働災害防止推進計画

■ 計画のねらい

（1）計画が目指す社会

- ◆ **自律的でポジティブな安全衛生管理**を促進し、働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会の**ウェルビーイング（Well-being）**を実現する。

（2）計画期間

- ◆ 2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする。

（3）計画の目標

- ◆ 愛知労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。



重点事項ごとの具体的取組

項目		主な内容
(1) 「安全経営あいち®」の推進	ア 「安全経営あいち賛同事業場制度（仮称）」の運用による機運醸成	「安全経営あいち®」に賛同する事業場を募り、所定の手続きの下、登録商標である名称・ロゴを使用できるようにする。また、同意を得て、賛同事業場の、事業場名等の公表を行う。
	イ + Safe 協議会等の運用による第三次産業対策	小売業、社会福祉施設、飲食店等の業種において、経営に安全をプラスする「+ Safe協議会」を設立する。サービス提供と労働安全衛生管理の一体化等について働きかけを行う。
(2) 重篤な労働災害の防止	ア リスクアセスメントの普及促進	「リスクアセスメント出前講座」を中心とした集団指導により、事業者の理解補助を図る。 「労働災害検証結果報告書」を用いて、事業者の理解度に応じた指導等を行う。
	イ はさまれ・巻き込まれ災害防止等を重点とした製造業対策	- 製造業における、はさまれ・巻き込まれ災害及び切れ・こすれ災害防止を重点に、動力機械災害防止対策を推進する。 「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく、メーカー・ユーザー双方によるリスクアセスメント等の実施徹底を図る。
	ウ 墜落・転落災害防止を重点とした建設業対策	- 建設業における、高所からの墜落・転落災害防止対策を重点的に推進する。 - 工事計画段階におけるリスクアセスメント等の確実な実施、フロントローディングの実施及びD Xの推進による業務効率化と安全衛生確保の両立等の普及を図る。
(3) 総合的な健康対策	ア 労働者の心身の健康確保のための総合的対策	労働安全衛生法令に基づく健康確保措置及び健康保持増進措置等の目的について理解を深め、相互連携による労働者の健康確保推進を図る。
	イ 化学物質及び粉じんによる健康障害防止対策	化学物質及び粉じん対策に係る中長期計画を策定し、その一体的運用により、リスクアセスメントを中核とした自律的管理の普及を図る。
	ウ 石綿による健康障害防止対策	令和2年等に改正された石綿障害予防規則（事前調査の適切な実施・報告等）の遵守徹底等により石綿ばく露防止対策を推進する。

・ 行政指導に当たっては、我が国の産業構造の変化、高年齢労働者、外国人労働者及び派遣労働者の増加等の労働者構成の変化等及びそれらを背景とする労働災害発生の動向（転倒災害、腰痛等）を踏まえて、経営視点にも必要な情報を提供するように努める。

建設業における目標 墜落・転落災害防止を重点とした建設業対策

- 建設業における、高所からの墜落・転落災害防止対策を重点的に推進する。
- 工事計画段階におけるリスクアセスメント等の確実な実施、フロントローディングの実施及びDXの推進による業務効率化と安全衛生確保の両立等の普及を図る。

建設業の死亡
災害で最多の
墜落転落災害
を防止したい

災害原因を調べると、墜落防止対策が不十分な高所作業など、計画そのものに問題がみられる

リスクアセスメントの実施、フロントローディングの導入により、計画段階の工法シミュレーションなど、業務効率化と安全化の両立を目指す

フロントローディングの定義：PJTの早い段階で建築主のニーズを取り込み、設計段階から建築主・設計者・施工者が三位一体でモノ決め（合意形成）を進め、後工程の手待ち・手戻りや手直しを減らすことにより、全体の業務量を削減し、適正な品質・コスト・工期をつくり込むこと。

※発注者の協力なくしてフロントローディングは進まない

※フロントローディング ≠ BIM/CIMであることに要注意

建設工事現場における 安全衛生確保について

建設工事業の特徴

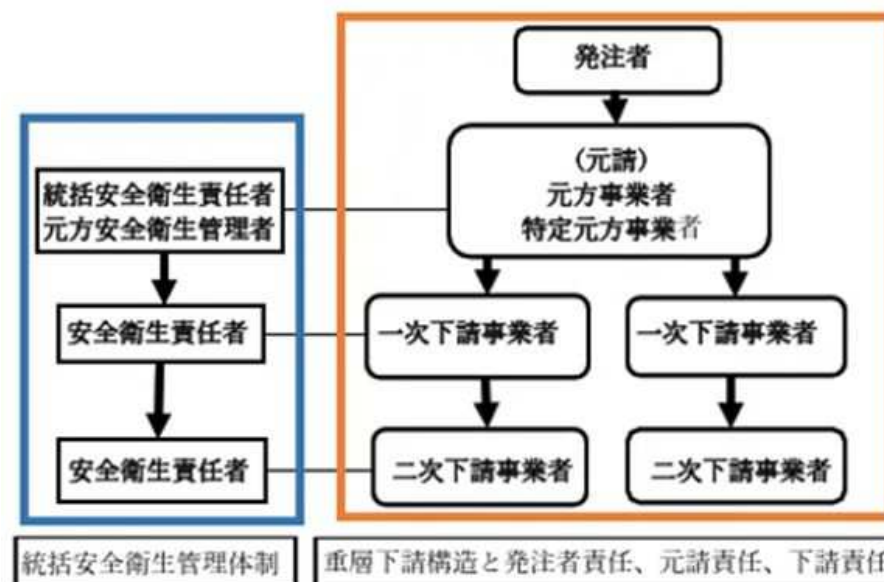
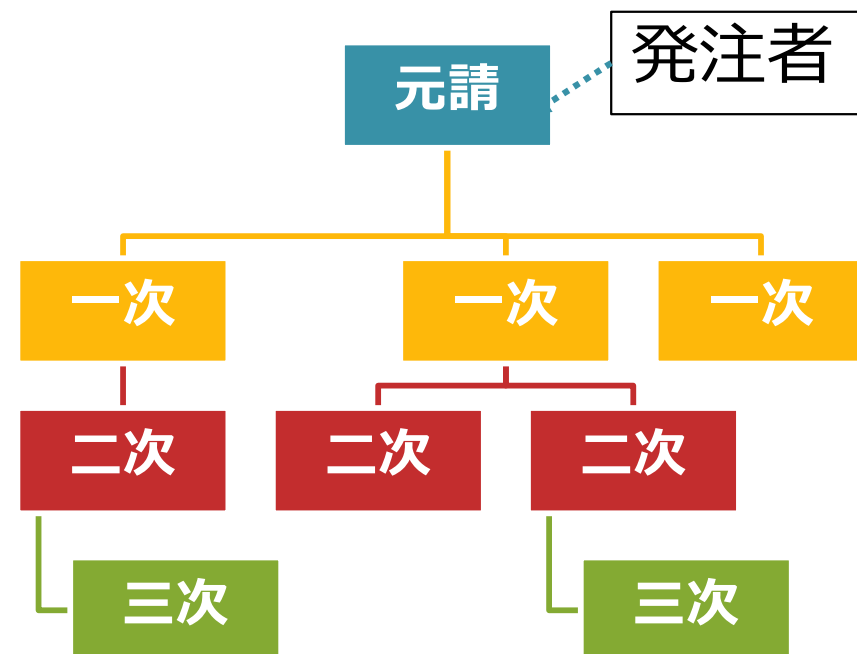
建設工事業では、元請が建設工事の完成を請負い、その仕事の一部を数次の専門工事業者が再請負いする、重層下請構造で施工することが一般的です。

工事現場では、日々作業内容が変化しつつ、複数の専門工事業者が、同一の場所で各々の作業を行います。

労働安全衛生法では、発注者・元請・下請それぞれの責務を定めています。

元請、一次、二次、三次・・・各事業者は、自社の労働者の安全と健康を確保する義務を負います。

一方で元請は、特定元方事業者として、協議組織の設置運営や、全体の連絡調整など建設工事現場全体の統括安全衛生管理を行う義務を負います。



元請（特定元方事業者）の責任

統括管理責任

- 下請の法令順守の指導援助
- 土砂崩壊等省令で定める危険場所で下請けが作業を行う場合、下請が災害防止措置を適切に講じるよう、技術上の指導などを講じること。

注文者責任

- 施工方法や工期等で安全衛生上の配慮。
- 仕事を自ら行う注文者は、建設物等を請負人の労働者に使用させるときは、災害防止のため必要な措置を講じること。

下請（関係請負人）の責任

事業者責任

- 自社労働者の安全衛生管理と確保
- 上請が用意した設備等であっても労働者に使用させる場合の事前点検などの実施（足場、溶接機等）

注文者責任

- 自社労働者の安全衛生管理と確保
- 一次は二次に対して、二次は三次に対して注文者責任が発生。

よくある質問

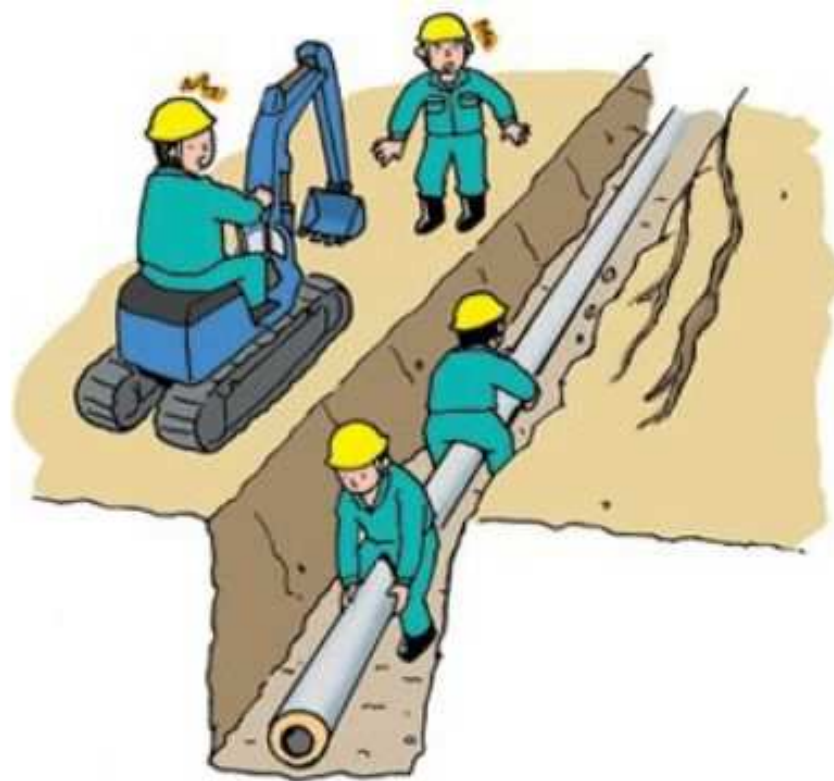
Q:掘削深さ2mを超える場合、地山の掘削作業主任者の選任が必要ですが、一次下請けで選任すれば、二次下請けは選任する必要はないですね。



事業者は、掘削深さ2mを超える場合、地山の掘削作業主任者を選任し、作業を直接指揮させ、保護具の使用状況などを管理することが必要です。

自社労働者の管理は可能ですが、他社の労働者の管理はできません。よって一次も二次も作業を行うのであれば、それぞれ選任が必要です。

人員が混在して作業している場合、労働者派遣の疑いがあります



建設業における「混在」とは、場所的な混在であり、人員の混在ではない点に留意。 建設業は労働者派遣が禁止されています。



現場主体の「管理活動」から、事業者による「管理」へ

現場主体の「管理活動」



- 単一民族の日本人労働者。終身雇用で知識・経験を豊富に蓄積。
- 労働者の高い知見を頼りにした、日本独自の現場管理活動。

事業者による「管理」



- 外国人労働者、派遣労働者の割合が増加。終身雇用の減少。
- 労働者の知見に頼る方法は限界に。事業者による管理へ。

リスクアセスメントによる調査プロセスの一体化



- リスクアセスメントは、現場の実態把握のツール。
- 生産性管理、品質管理、環境管理などの調査プロセスと一体化可能。

P Q C D S M E は、モノづくりやサービス提供の7つの視点



- どの視点も欠かすことはできない。
 - どれかひとつだけを重視することもできない。
 - 安全も視点の1つ
- 安全を欠かすことはできない。
安全だけを特別に取り扱えない。

企業価値の向上

リスクアセスメントの実施プロセスには、現場の実態把握が含まれる。

現場の実態把握は、他の経営課題と一体的に捉えることが可能であり、そうしなければ不十分。

リスクアセスメントは、複数の経営課題を同時に高める機序となり、**企業価値向上を図るための戦略的手法**とすることができる。



目的

- 「安全経営あいち®」の普及促進に賛同いただける事業場に対し、「安全経営あいち®」の名称・ロゴを使用できるようにします。
- 「安全経営あいち®」の名称・ロゴを使用することで、「安全経営」に取り組む姿勢と、その基礎となるリスクアセスメントに積極的に取り組む姿勢とを、同時に事業場内外に示し、企業価値向上の一助としていただけます。

賛同の要件

- 愛知県内の事業場であること。
- 「安全経営あいち®」の趣旨に賛同し、労働局・労働基準監督署の関連する活動に協力いただけること。
- 愛知労働局又は、管下労働基準監督署が実施する「リスクアセスメント出前講座」又は「リスクアセスメント集団指導」に出席していること。
- なお、過去に「愛知労働局リスクアセスメント推進事業場宣言制度」に基づく宣言を行っている事業場は、管轄の労働基準監督署にお申し出いただければ、賛同の要件を満たしたものとしてお取扱い致します。



賛同の方法

- 所定の申請書に事業場の代表者自らが署名し、管轄の労働基準監督署を通じて愛知労働局へ提出いただきます。
- 審査の上、「安全経営あいち®」賛同事業場として登録した事業場に対し、登録証及びロゴのデータ等を交付します。
- 承諾いただける場合には、事業場名等を愛知労働局ホームページで公開します。

受付期間

- 令和9年度までを予定しています。



安全経営あいち®

リスクアセスメントを通じPQCD SMEはひとつにできる。



詳細はこちら。

出前講座のご案内



- 愛知労働局及び管下労働基準監督署では、管内事業場へのリスクアセスメント等の普及促進を図るため、「**リスクアセスメント出前講座**」を行っています。

様式ダウンロード・WEB申込み等は、愛知労働局ホームページへ

- ・ 会場を用意しての集合方式と、WEBを利用した個別方式が選べます。
- ・ お問い合わせは、愛知労働局労働基準部安全課または最寄りの労働基準監督署をお願いします。



改正労働安全衛生規則の概要

一人親方等の衛生管理、 安全管理の強化について

一人親方の衛生管理に関する改正点 (R5.4.1~)

同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられる。

- ①労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、**その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること**
- ②労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、**その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食不可とすること**
- ③作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること**
- ④化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、**その場所にいる労働者以外の人にも見やすい箇所に掲示すること**

令和3年5月17日に出された「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決で、国に対して規制が不十分だったことを指摘したうえで、安全衛生法において労働者の健康障害を防止するための措置は、場所に対する規制であり、その効力は労働者に限定されず、すべての人に及ぶべきであると指摘されたことを受け改正されました。

一人親方の衛生管理に関する改正点 (R5.4.1~)

- 作業の全部を請け負わせる場合・・・

事業者は単なる注文者の立場となるため措置義務の対象外

- 周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行うこと、①～③が望ましい。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

- 請負人等が講ずべき措置・・・

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身は、確実にこの措置を実施すること。

一人親方に対する規制の拡大について（R7.4.1～）

◎ 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化 （令和7年4月1日～）

以下の規定については、**請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も**規制の対象とする。

- 危険が発生する恐れがある場所には、立ち入る必要がある者を除き、**当該場所**で作業に従事する者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示すること
- 車両系荷役運搬機械等の乗車席以外の箇所等危険な箇所への搭乗の禁止
- 特定の事故等が発生し、危険を及ぼすおそれがあるときは、事故等が発生した場所から退避させること

令和5年の改正に続き、健康障害防止規制に加え、立ち入り禁止規制や退避規制についても、労働者以外の人に対して規制が拡大強化されます。

一人親方に対する規制の拡大について（R7.4.1～）

- 避難用器具などについて、作業員の人数以上の備付けや作業員に対する備付け場所及び使用方法の周知、退避等の訓練の実施
- 特定の場所においては、当該場所で作業に従事する者が喫煙など火気を使用することを禁止すること
- 悪天候のため作業員への危険が予想される作業について、悪天候時には当該作業をさせてはならない
- 化学設備（配管を除く）に原材料を送給する作業による爆発又は火災を防止するため、必要な事項について、見やすい位置に表示すること

※措置義務者は、当該業務又は作業を行うすべての事業者

現場に入る人
みんなが
守られる…！



一人親方に対する規制の拡大について（R7.4.1～）

◎措置義務の対象に含まれる範囲

・・・作業の内容に関わらず、その場所で何らかの作業に従事する者

例えば・・・

○当該場所では何らかの作業に従事する、

・ 他社の社長や労働者

・ 一人親方

・ 一人親方の家族従事者

○当該場所に荷物等を搬入する者



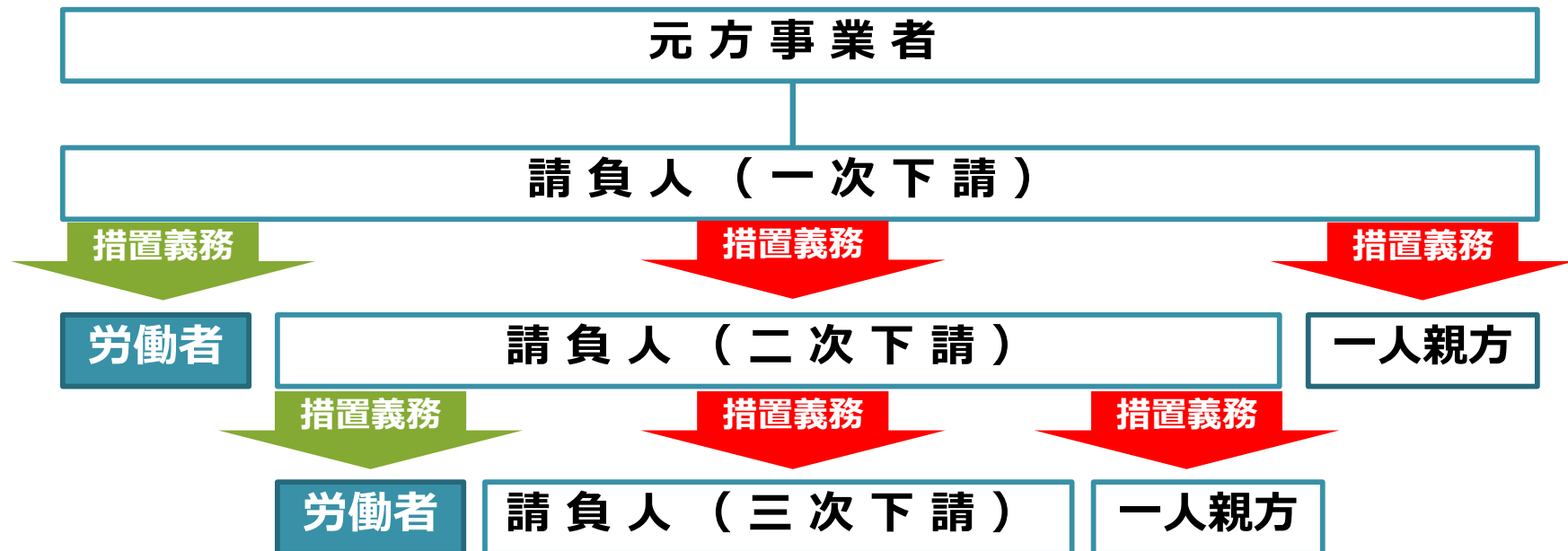
等が含まれる

一人親方等への措置義務者（R5.4.1～、R7.4.1～）

● 重層請負の場合の措置義務者

事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務となる。

下の例で三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はない。二次下請は三次下請に対する義務を負う。



※赤の矢印が新たに生じる措置義務

【お知らせ】安全経営あいち推進大会2024

2025 1.27 (月)
13:30~18:00
(開場 12:30)

安全経営あいち 推進大会2024

リスクアセスメントを通じPQCD SMEはひとつにできる。
企業の飛躍に向けて

Niterra 日本特殊陶業市民会館 フォレストホール
名古屋市中区金山一丁目5番1号

主 催：愛知労働局
共 催：(公社)愛知労働基準協会
建設業労働災害防止協会愛知県支部
協 力：各地区労働基準協会
各労働災害防止団体

● 1 日 会場前バス・中津川駅金山駅(下車) 北へ徒歩5分 ● 地下鉄 名城線金山駅(下車) 北へ徒歩5分(地下鉄連絡通路あり)
● 2 日 会場前バス・中津川駅金山駅(下車) 北へ徒歩5分 ● 地下鉄 金山(下車) 北へ徒歩5分

厚生労働省 愛知 あいち安全経営本舗

数多のときが流れても変わらない大切なことがあるから

ONE TEAM

【お知らせ】 各業種の企業トップによるメッセージ



挑戦を続ける 未来のために 成長を続ける 皆の笑顔のために



参加無料

ぜひご参加ください

安全経営あいち推進大会2024

